

上越市立宝田小学校

宝田小いじめ防止基本方針

【令和7年4月 一部改定】

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・ いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ・ いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであること。
- ・ 迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有すること。
- ・ 日々「未然防止」「早期発見」に取り組むこと。
- ・ いじめが認知された場合は、即時に対応すること。

(3) いじめ解消の定義

- ・ 「いじめが解消している状態」については、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」2つの条件を満たしていること。

2 いじめ防止等の組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当学級担任教諭、スクールカウンセラー等からなる委員会を設置する。特定の教職員が問題を抱え込まないように、児童の様子を把握し、適宜委員会を開催する。

また、学校評価のいじめに関する評価項目を検証し、PDCAサイクルによる点検・見直しを推進する。

(2) 子どもを語る会や終会時での情報交換及び共通理解

年度初めと年度末の子どもを語る会や毎週木曜日の終会時に、全教職員で配慮を要する児童や気にかかる児童について、現状や指導状況等についての情報交換及び共通理解を図る。

3 具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

① 学級経営の充実

- ・ 日々の様子の見取り、学校生活アンケート、教育相談、毎月の生活チェックカード等により、児童の実態を多面的に十分把握し、より良い学級経営（学級づくり）に努める。
- ・ どの児童にも分かる授業に努め、児童一人一人が達成感や成就感、充実感をもてる授業づくりを進める。

【学校における いじめのサイン チェックリスト】

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机・いす・学用品の乱雑さ
- 学用品の紛失 学用品の破損・落書き 授業への遅参 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童との行動 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 多数児童からの執拗な質問や反ばく 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 休み時間の単独行動 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避、逃避 特定児童の持ち物からの逃避 等

② 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を防止するとともに、いじめを「しない」「許さない」という人間性を育て、命を大切にす

- ・ いじめ見逃しゼロ強調月間

③ 人権教育、同和教育の充実

- ・ 全教育活動を通じた人権教育、同和教育を推進し、いじめのない学校づくりを進める。
- ・ いじめは「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。

④ 社会性の育成

- ・ 全校縦割り班活動による異学年交流において、お互いを認め合い、協力することを通して人と人とのつながりの大切さを学ぶ。
- ・ 総合的な学習の時間や生活科を中核とし、さまざまな学習活動等を通して、学級の仲間や地域の人々等と関わる機会や体験を取り入れる。
- ・ 他者の痛みや感情を共感的に受け止めることができる活動を学級づくりの中に取り入れる。（全校スキルトレーニングなど）

⑤ 情報モラル教育の推進

- ・ インターネットやスマートフォン等に関する実態把握に努めるとともに、児童に情報モラルについての指導を行う。

⑥ 家庭との連携

- ・ いじめ防止基本方針をホームページや学校だよりに掲載し、いじめの定義やいじめ防止の取組について周知徹底を図る。また入学時や各年度の開始時に、児童・保護者・関係機関に説明する機会を設ける。
- ・ 「自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心を育てます。また、わが子の前で他の児童生徒を批判するなど、いじめを誘発、助長する可能性があるような言動はしません。（平成31年 3月改定 上越市いじめ防止基本方針より）」等、保護者としての取組について協力を呼びかける。

【家庭における いじめのサイン例】

- 当校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 等

- ・「いじめ防止対策推進法」や「新潟県いじめ対応総合マニュアル」を用いた職員研修を実施し、いじめ防止や対応力を高める。
- ・人権教育、同和教育に関わる職員研修を実施し、人権意識を高める。

(2) いじめの早期発見の取組

① 定期的なアンケート調査の実施

教職員間での日々の様子についての情報交換に加え、毎月の生活チェックカードの実施、学期末の学校生活アンケート調査、さらに教育相談の実施により、児童の人間関係の把握、心の変化等について見取る。

(匿名によるアンケート、自宅でのアンケート記入、担任以外による相談窓口の開設など、児童が本音を伝えやすい場を工夫する。)

② 保護者や地域・関係機関等との連携による早期発見、連携した取組。

保護者や地域住民との信頼関係を築き、円滑な連携を図り、情報の提供が得られるように努める。そのために、保護者や地域住民等からの相談や情報提供に対して、迅速かつ誠実な対応に心掛ける。

【地域で見られる いじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- 地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

(3) いじめへの即時対応の取組

① いじめの発見、いじめに関する訴えや相談を受けた場合は、速やかに生活指導主任⇒管理職に報告して指示を仰ぎ、事実の有無を確認する。

特別な事情がない限り、当日中に、いじめを受けたとされる児童の保護者に、いじめの態様を説明し、家庭での見守りや支援等を依頼する。また、いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知して時点で同様の対応を行う。

② いじめへの対応については、当該学級担任一人で処理せず、いじめ・不登校対策委員会で協議し、職員が分担して対応する。

③ 被害児童の訴えを聞き取り、本人や保護者の希望を考慮に入れて対応する。

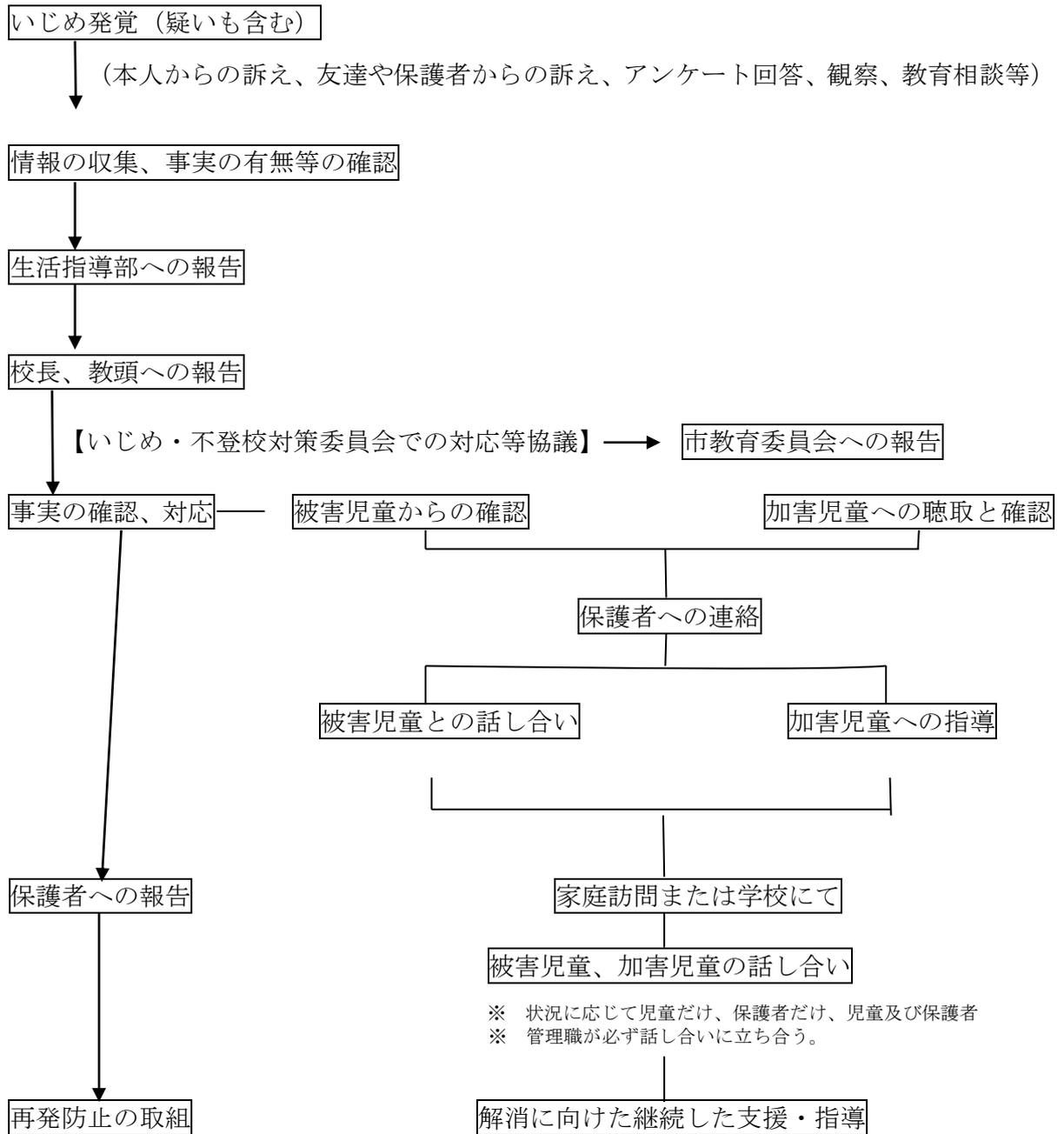
いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守る。

④ 加害児童に対しては、その行為がいじめに当たることを認識させるとともに、その原因を探り、解決方法を共に考えていく方向で指導を行う。その保護者に対する助言も継続的に行う。また、加害児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合、及びいじめを受けた児童の生命、心身、財産に甚大な被害が生じるような場合は、所轄の警察署等と連携する。

⑤ 対応は、学年部あるいは生活指導主任が当たり、当該学級担任は、双方のケアを中立な立場で行う。

⑥ その後の状況及び必要に応じて、いじめ・不登校対策委員会を速やかに開き、対応を検討する。

(4) いじめ発生時の対応マニュアル



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

<想定される重大事態（「いじめ防止対策推進法」より）>

児童がいじめをうけたことにより

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ・ いじめにより児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間については、30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分に把握したうえで判断する。）I
- ・ 児童や保護者から「いじめによって重大な事態に至った」という申し出があった場合。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。
- ② 市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
※ 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切な連携を図る。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態発生時の対応の流れ

